広島県告示第百八十八号

うに定めた。 広島県と大崎上島町との間における公害防止に係る事務の代替執行に関する規約を次の

平成二十八年三月二十八日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

広島県と大崎上島町との間における公害防止に係る事務の代替執行に関する規

約

(代替執行事務の範囲)

- 第一条 る。 二百五十二条の十七の二第一項の規定により大崎上島町(以下「乙」という。)が処理す もの 例を定める条例(平成十一年広島県条例第三十四号。 ることとされた公害防止に係る事務のうち、次に掲げる広島県の事務を市町が処理する特 (以下「代替執行事務」という。)を、乙又は乙の長の名において管理し及び執行す 広島県(以下 「甲」という。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第 以下「特例条例」という。)に係る
- 十七号)に基づく事務(特例条例第三条の表の第十八号の三に掲げるものを除く。 特例条例第二条の表の第十七号の三に掲げる大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九
- 三十八号)に基づく事務 特例条例第二条の表の第二十号の三に掲げる水質汚濁防止法 (特例条例第三条の表の第二十二号の二に掲げるものを除く。 (昭和四十五年法律第百
- 二号の三に掲げるものを除く。 関する法律(昭和四十六年法律第百七号)に基づく事務(特例条例第三条の表の第二十 特例条例第二条の表の第二十号の四に掲げる特定工場における公害防止組織の整備に
- 十一年法律第百五号)に基づく事務(特例条例第三条の表の第二十五号の二に掲げるも のを除く。 特例条例第二条の表の第二十三号の二に掲げるダイオキシン類対策特別措置法
- 二に掲げるものを除く。 平成十五年広島県規則第六十九号)に基づく事務(特例条例第三条の表の第二十九号の 成十五年広島県条例第三十五号)及び広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(特例条例第二条の表の第三十三号に掲げる広島県生活環境の保全等に関する条例

(代替執行事務の管理及び執行方法)

第二条 条例等」という。)の定めるところによるものとする。 代替執行事務の管理及び執行につい ては、 乙の条例及び規則その 他の規程 (以下

(経費の負担及び予算の執行)

- 代替執行事務の管理及び執行に要する経費は、 甲の請求に基づき乙が負担するもの
- 2 前項の経費の額及び支払方法は、甲乙協議して定める。

第四条 歳出予算において分別して計上するものとする。 甲の長は、 代替執行事務の管理及び執行に係る収入及び支出につい ては、 甲の歳入

(実績報告書の提出)

- 第五条 及び執行に係る実績報告書を乙の長に提出しなければならない。 甲の長は、 各年度において、当該年度の三月三十一日までに、 代替執行事務の管理
- 2 務の管理及び執行に係る実績を乙の長に報告しなければならない。 前項の規定にかかわらず、甲の長は、乙の長からの求めがあった場合には、

(決算の場合の措置)

- 第六条 したときは、当該決算のうち代替執行事務に関する部分を、 (条例等改正の場合の措置) 甲の長は、地方自治法第二百三十三条第六項の規定により決算の要領を住民に公表 乙の長に通知するものとする。
- 第七条 改廃しようとする場合においては、あらかじめ甲に通知するものとする。 乙は、代替執行事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定し、 又は

(その他)

第八条 甲乙協議して定める。 この規約に定めるもののほか、 代替執行事務の管理及び執行に関し必要な事項は、

附 町

- → この規約は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 て、 代替執行事務を廃止する場合においては、当該代替執行事務の管理及び執行に係る予算 決算上剰余金が生じたときは、 廃止の日をもってこれを打ち切り、 甲は、 速やかに、 甲の長がこれを決算する。この場合におい これを乙に納付しなければならない。